第7章 施策の推進体制

7-1 推進体制

(1) 市民協働でつくる「朝霞のみどりの文化」

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、活動の担い手やみどりの所有者と市の関係部署が連携、協働して取組を進めます。

取組の推進にあたっては、みどりの大切さを共有し、地域全体でみどりを育んでいく「朝霞のみどりの文化」を形成していくことを目指し、次のことを基本としながら、市民、事業者、活動の担い手や緑の所有者と市が一体となって取り組んでいきます。

- ・みどりを守り育てる活動への参加を楽しむ
- ・活動への参加や「みどりのまちづくり基金」を通じて、活動の担い手を**支える**
- ・活動を楽しみ、担い手を支えていくことを通じて、みどりを守り育て、そのつながりを輪のよう に**広げる**

♣楽しみ、支え、広げる みどりの輪

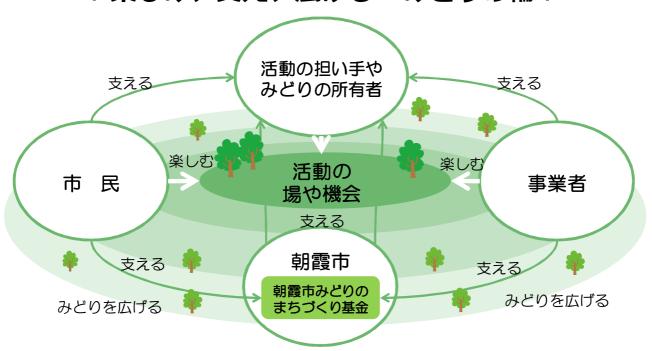


図 7-1 協働による計画推進のイメージ

(2)緑化推進会議

緑地の保護及び緑化の推進を図るため、朝霞市緑化推進条例第 10 条に基づき、市議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の代表者、公募市民で構成される「朝霞市緑化推進会議」を設置し、定期的に会議を開催して、みどりに関する施策や計画について評価・助言を受け、施策の推進に反映させます。

7-2 進行管理

(1) 実施計画の策定

本計画の実効性ある推進を図り、具体的な方向性を提示するため、概ね3か年を期間とする実施計画を策定し、各年度に実施する緑地保全及び緑化推進に関する取組を具体的に示します。

また、年度ごとに事業進捗状況報告書を作成して取組の実施状況の点検・評価を行い、次年度以降の取組内容の改善につなげます。実施状況の点検・評価にあたっては、朝霞市緑化推進会議に報告を行うなど、幅広い意見の反映に努めます。

(2)計画の見直し

計画期間の最終年度にあたる平成 37 年度に、概ね 5 年ごとに実施する緑被率経年変化調査の結果等を踏まえて目標の達成状況を評価し、計画の見直しを行います。また、社会情勢の変化等を踏まえて、計画期間の中間時に必要に応じて見直しを行います。

計画の見直しに際しては、朝霞市緑化推進会議の意見、市民の意識調査等を通じて把握する市民の 意向をはじめ、市民や事業者等の意見を幅広く反映していきます。